

小売事業者：王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社

取次事業者：トドック電力株式会社

(下線部分が変更箇所)

※主な変更点を記載しております。

旧	新
I 総 則	I 総 則
2 電気需給契約の変更等	2 電気需給契約の変更等
	(4) <u>小売供給契約が本約款等の定めに従い更新された場合、契約更新の際の供給条件の説明、供給条件に関する契約更新前および更新後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。なお、お客さまが、小売供給契約の更新に伴い、更新後の供給条件に関する書面の交付を希望される場合には、当社お問い合わせ先まであらかじめその旨を要求していただくものとします。</u> イ <u>供給条件の説明および供給条件に関する契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と考える方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該更新後の契約期間のみを説明し、記載します。</u> ロ <u>供給条件に関する契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と考える方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載します。</u>
付則 本約款は、2024 年 10 月 1 日より適用する。 2016 年 4 月 1 日制定 2017 年 11 月 1 日改定 2018 年 6 月 25 日改定 2019 年 4 月 1 日改定 2019 年 10 月 1 日改定 2020 年 4 月 1 日改定（一般送配電事業の分社化に伴い改定） 2022 年 9 月 1 日改定 2024 年 10 月 1 日改定	付則 本約款は、<u>2025 年 7 月 1 日</u>より適用する。 2016 年 4 月 1 日制定 2017 年 11 月 1 日改定 2018 年 6 月 25 日改定 2019 年 4 月 1 日改定 2019 年 10 月 1 日改定 2020 年 4 月 1 日改定（一般送配電事業の分社化に伴い改定） 2022 年 9 月 1 日改定 2024 年 10 月 1 日改定 <u>2025 年 7 月 1 日改定</u>